

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する広島県水道広域連合企業団における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数（40万を超える、80万以下の場合は、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年6月13日

広島県水道広域連合企業団選挙管理委員会委員長 田邊誠

1. 広島県水道広域連合企業団条例の制定又は改廃及び広島県水道広域連合企業団の事務の執行に関する監査に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数

46,017人

2. 広島県水道広域連合企業団議会の解散、広島県水道広域連合企業団の企業長、副企業長、選挙管理委員及び監査委員の解職並びに広島県水道広域連合企業団規約変更要請の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

387,606人

3. 広島県水道広域連合企業団の議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数（40万を超える、80万以下の場合は、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

企業団を組織する地方公共団体	必要な有権者数
広島県	387, 606
竹原市	6, 911
三原市	24, 956
府中市	10, 469
三次市	13, 915
庄原市	9, 332
東広島市	50, 435
廿日市市	32, 259
安芸高田市	7, 598
江田島市	6, 206
熊野町	6, 605
北広島町	4, 884
大崎上島町	1, 972
世羅町	4, 286
神石高原町	2, 417